

令和 7 年 1 0 月 定例教育委員会

日時 令和 7 年 1 0 月 2 7 日 (月) 13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎 6 階 第 4 会議室

次 第

行事報告及び行事予定について

〔教育総務課〕 P. 3

【審議事項】

(1) 議案第 13 号 鳥取市教育委員会公印管守規程の一部改正について〔教育総務課〕 P. 5

(2) 議案第 14 号 鳥取市立小学校及び中学校職員服務規程の一部改正について

〔学校教育課〕 当日配布

【報告事項】

(1) 教育長職務代理者の選任について〔教育総務課〕 P. 9

(2) 鳥取市放課後児童対策行動計画（第 3 期計画）（仮称）について〔学校教育課〕 P. 10

(3) 令和 8 年鳥取市はたちのつどいの実施について〔生涯学習・スポーツ課〕 P. 19

(4) 鳥取マラソン 2 0 2 6 の開催について〔生涯学習・スポーツ課〕 P. 20

(5) 第 6 8 回鳥取市民スポーツ大会の結果について〔生涯学習・スポーツ課〕 P. 22

【その他】

(1) 次期定例教育委員会の開催について

〔 11 月〕 令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火） 13：30～ 鳥取市役所本庁舎 7 階 第 2 会議室

〔 12 月〕 令和 7 年 1 2 月 2 2 日（月） 13：30～ 鳥取市役所本庁舎 7 階 第 2 会議室

(2) 第 2 回総合教育会議

令和 7 年 1 1 月 1 7 日（月） 13：30～ 鳥取市役所本庁舎 7 階 第 2 会議室

(3) 令和 7 年市町村（学校組合）教育委員会委員等研修会

令和 8 年 1 月 3 1 日（土） 13：15～14：15 県立美術館 1 階ホール

①行事報告（９月２７日～１０月２７日）

9月	27	(土)	天体観察会「スマホで天の川を撮影しよう」（10月3日）	さじアストロパーク
			第25回因幡の傘踊りの祭典	鳥取市因幡万葉歴史館
			ステップアップ講座「自分で読む読書への誘い」	中央図書館
			小泉八雲と巡る とつとりの民話	気高図書館
	28	(日)	おうちだにアカデミー「鳥取藩主池田家の養子たち」	鳥取市歴史博物館
10月	29	(月)		
	30	(火)	日本公開天文台協会「これから注目の天文現象」オンライン講座 (講師：さじアストロパーク職員)	さじアストロパーク 全国の公開天文台等施設
	1	(水)	小展示「今夜見上げてみませんか？ ～佐治小学校古田先生写真展～」(～11月16日)	さじアストロパーク
	2	(木)	第2回教育大綱・教育振興基本計画策定委員会	4階第2会議室
	3	(金)		
	4	(土)	サイエンス講座「×線天文学の謎（仮称）」	さじアストロパーク
			第30回 月まつり	さじアストロパーク
			梶山古墳壁画一般公開（～5日）	史跡梶山古墳
			栃本廃寺跡特別公開	史跡栃本廃寺跡
			見てみよう！歴史の現場「池田家墓所」	史跡鳥取藩主池田家墓所
			郷土のカメラマンによる写真展2025（～10/26）	鳥取市あおや郷土館
			雅楽・舞楽の宴	国府町コミュニティセンター
	5	(日)	出張天体観察会	気高町総合支所
	6	(月)	アストロ出前観察会「中秋の名月を見よう」 (実施－さじアストロパーク職員)	イオン鳥取店・屋上駐車場
	7	(火)	鳥取大学講義「地球科学」（講師－さじアストロパーク職員）	鳥取大学
	8	(水)	郷土史講座	用瀬町民会館
	9	(木)	子育て支援センターおはなし会	子育て支援センター「もちがせ」（もちがせ保育園内）
			高校生マナーアップさわやか運動	JR因幡社・用瀬・鷹狩駅
	10	(金)	天体観察会「最果ての惑星・海王星」（～12日）	さじアストロパーク
			高校生マナーアップさわやか運動	JR因幡社・用瀬・鷹狩駅
	11	(土)	いわたさいこ作品展－植物との語らい－（11/16）	鳥取市因幡万葉歴史館
			マリオネット麒麟獅子	鳥取市歴史博物館
	12	(日)	第57回青谷町ハイキングこばしまウォーキング	勝部地区
	13	(月)	第68回鳥取市スポーツ大会総閉会式	ヤマタスポーツパーク陸上競技場
	14	(火)	鳥取マラソン実行委員会	鳥取市役所
	15	(水)	用瀬町みすみ大学一日研修	鳥取県立美術館
			鳥取マラソン2026 参加申込み受付開始（～12/12）	
	16	(木)	音読教室	日置地区公民館
	17	(金)	道德教育推進教師研修	国府町コミュニティセンター
			天文講座（講師－さじアストロパーク職員）	米子東高等学校
			天体観察会「アンドロメダ銀河、スマホで天の川を撮ろう」 (18日、19日、24日、25日)	さじアストロパーク
			用瀬町成人学級一泊研修	四国
	18	(土)	占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館
			用瀬町成人学級一泊研修	四国
	19	(日)	第26回万葉集朗唱の会	鳥取市因幡万葉歴史館
			第22回曲水の宴	鳥取市因幡万葉歴史館
	20	(月)	第2回鳥取市GIGAスクール推進委員会	4階第2会議室
	21	(火)		
	22	(水)		
	23	(木)	第1回鳥取市フリースクール連絡協議会	総合教育センター
	24	(金)	中堅教諭等資質向上研修⑤	国府町コミュニティセンター
	25	(土)	星空案内人資格取得講座（講師－さじアストロパーク職員）	エースバック未来中心
			見てみよう！歴史の現場「防己尾城跡」	防己尾城跡
			本のリサイクル市	中央図書館、気高図書館
			第11回山陰海岸ジオパーク小学生駅伝競走大会兼第35回但馬小学生駅伝	但馬ドーム周辺駅伝コース
	26	(日)	おうちだにアカデミー「青谷上寺地遺跡あれこれ」	鳥取市歴史博物館
	27	(月)	青少年育成鳥取市民会議第2回運営委員会	6階第5・6会議室
			10月定例教育委員会	6階第4会議室

②行事予定（10月28日～11月25日）

10月	28	(火)		
	29	(水)		
	30	(木)	6年目研修②	国府町コミュニティセンター
	31	(金)		
11月	1	(土)	夜間観望会「環のない土星」（2日、8日、15日、22日）	さじアストロパーク
			まんれき！クイズラリー（～11/4）	因幡万葉歴史館
			まが玉づくり（～11/4）	因幡万葉歴史館
			鳥取藩絵師が描いた花鳥風月（～11/30）	あおや郷土館
	2	(日)		
	3	(月)	文字活字文化の日記念講演「学芸員は村上春樹である」 （講師－鳥取県立美術館 館長 尾崎 信一郎）	中央図書館
			リサイクル古本市	用瀬図書館
	4	(火)	青谷町コミュニティセンター図書室リニューアルオープン	青谷図書室
			体験的学習活動等休業日【やってみよう！でー（day）】	
	5	(水)		
	6	(木)	第2回教育支援委員会	駅南庁舎地下会議室
			第10回アストロ出前観望会「月とすばるの接近」 （実施－さじアストロパーク職員）	鳥取市役所7F展望ロビー
	7	(金)	郡山市・鳥取市小学生交流事業	面影小学校
	8	(土)	日本宇宙少年団鳥取アストロ分団活動日	さじアストロパーク
			松ぼっくり作家の「はじめまして展」（～11/30）	因幡万葉歴史館
	9	(日)	旧美敷水源地フェスティバル2025	旧美敷水源地水道施設
			第35回もちがせふれあいまつり	用瀬保健センター
			町民バレーボール大会	千代南中学校体育館
	10	(月)		
	11	(火)	日本プラネタリウム協議会中四国プラネタリウムWG研修	さじアストロパーク
			授業づくり研修②	国府町コミュニティセンター
	12	(水)	アストロ宇宙セミナー（講師－佐治アストロパーク職員）	青谷中学校
			郷土史講座	町民会館
	13	(木)		
	14	(金)	第2回鳥取市図書館協議会	中央図書館
	15	(土)	さじアストロパーク友の会例会	さじアストロパーク
			大雲院資料調査 成果報告会	さざんか会館
			まいていノームがやってくる「親子で一緒におもちゃを作ろう」	中央図書館
			第50回 ふくべ公民館まつり（～16日）	福部町総合支所、福部町コミュニティセンター
	16	(日)	まいていノームがやってくる「おはなし会で使える小道具づくり」	中央図書館
			いなば用瀬宿横丁さんぽ市	用瀬地域内
	17	(月)	第2回総合教育会議	7階第2会議室
			用瀬町ひいな学級	町民会館
	18	(火)	青谷町高齢者教室	青谷かみじち史跡公園
	19	(水)	第二回社会教育委員会議	6階第3・4会議室
			郡山市・鳥取市小学生交流事業	国府東小学校
	20	(木)	音読教室	中郷地区公民館
	21	(金)	佐治小学校実験クラブ（講師－さじアストロパーク職員）	佐治小学校
	22	(土)		
	23	(日)		
	24	(月)		
	25	(火)	11月定例教育委員会	7階第2会議室
			鳥取大学講義「地球科学」（講師－さじアストロパーク職員）	鳥取大学

議案第 13 号 鳥取市教育委員会公印管守規程の一部改正について

鳥取市教育委員会公印管守規程の一部を改正する訓令案要綱

1 改正の趣旨

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の卒業証書の出力帳票に小学校長印、中学校長印及び義務教育学校長印を電子印影印刷するため所要の整理を行うものです。

2 改正の内容

電子印影印刷することができる文書に卒業証書を加えるものです。(別表第 3 関係)

3 施行期日

この規則は、令和 7 年 10 月 27 日から施行することとします。

議案第 13 号

鳥取市教育委員会公印管守規程の一部改正について

鳥取市教育委員会公印管守規程の一部を次のように改正する。

令和 7 年 10 月 27 日提出

鳥取市教育委員会

教育長 河 井 登志夫

鳥取市教育委員会公印管守規程の一部を改正する訓令

鳥取市教育委員会公印管守規程（昭和 57 年鳥取市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 に次のように加える。

小学校長印	卒業証書
中学校長印	卒業証書
義務教育学校長印	卒業証書

附 則

この訓令は、令和 7 年 10 月 27 日から施行する。

提案理由

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の卒業証書の出力帳票に電子印影印刷するためである。

鳥取市教育委員会公印管守規程（昭和 5 7 年教育委員会訓令第 1 号）新旧対照表

改正後	改正前																
○鳥取市教育委員会公印管守規程 昭和 5 7 年 4 月 1 日 鳥取市教育委員会訓令第 1 号 第1条～第 1 1 条 （略） 附則 （略） この訓令は、令和 7 年 1 0 月 2 7 日から施行する。 別表第 1 ～別表第 2 （略） 別表第 3 （第 9 条の 2 関係） （本表…追加〔平成 2 0 年教委訓令 3 号〕、一部改正〔平成 2 4 年教委訓令 2 号・令和 3 年 2 号〕） <table> <tr> <th>公印の名称</th><th>文書名</th></tr> <tr> <td rowspan="3">委員会印</td><td>鳥取市職員の任免発令規程（昭和 4 2 年鳥取市訓令第 4 号）第 2 条に規定する辞令書のうち嘱託職員に係るもの及び別表に規定する臨時的任用発令通知書</td></tr> <tr> <td>児童・生徒転入学通知書</td></tr> <tr> <td>鳥取市総合教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 9 年鳥取市教育委員会規則第 1 号）第 4 条に規定する使用許可書</td></tr> <tr> <td>小学校印</td><td>卒業証書</td></tr> </table>	公印の名称	文書名	委員会印	鳥取市職員の任免発令規程（昭和 4 2 年鳥取市訓令第 4 号）第 2 条に規定する辞令書のうち嘱託職員に係るもの及び別表に規定する臨時的任用発令通知書	児童・生徒転入学通知書	鳥取市総合教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 9 年鳥取市教育委員会規則第 1 号）第 4 条に規定する使用許可書	小学校印	卒業証書	○鳥取市教育委員会公印管守規程 昭和 5 7 年 4 月 1 日 鳥取市教育委員会訓令第 1 号 第1条～第 1 1 条 （略） 附則 （略） （新設） 別表第 1 ～別表第 2 （略） 別表第 3 （第 9 条の 2 関係） （本表…追加〔平成 2 0 年教委訓令 3 号〕、一部改正〔平成 2 4 年教委訓令 2 号・令和 3 年 2 号〕） <table> <tr> <th>公印の名称</th><th>文書名</th></tr> <tr> <td rowspan="3">委員会印</td><td>鳥取市職員の任免発令規程（昭和 4 2 年鳥取市訓令第 4 号）第 2 条に規定する辞令書のうち嘱託職員に係るもの及び別表に規定する臨時的任用発令通知書</td></tr> <tr> <td>児童・生徒転入学通知書</td></tr> <tr> <td>鳥取市総合教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 9 年鳥取市教育委員会規則第 1 号）第 4 条に規定する使用許可書</td></tr> <tr> <td>小学校印</td><td>卒業証書</td></tr> </table>	公印の名称	文書名	委員会印	鳥取市職員の任免発令規程（昭和 4 2 年鳥取市訓令第 4 号）第 2 条に規定する辞令書のうち嘱託職員に係るもの及び別表に規定する臨時的任用発令通知書	児童・生徒転入学通知書	鳥取市総合教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 9 年鳥取市教育委員会規則第 1 号）第 4 条に規定する使用許可書	小学校印	卒業証書
公印の名称	文書名																
委員会印	鳥取市職員の任免発令規程（昭和 4 2 年鳥取市訓令第 4 号）第 2 条に規定する辞令書のうち嘱託職員に係るもの及び別表に規定する臨時的任用発令通知書																
	児童・生徒転入学通知書																
	鳥取市総合教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 9 年鳥取市教育委員会規則第 1 号）第 4 条に規定する使用許可書																
小学校印	卒業証書																
公印の名称	文書名																
委員会印	鳥取市職員の任免発令規程（昭和 4 2 年鳥取市訓令第 4 号）第 2 条に規定する辞令書のうち嘱託職員に係るもの及び別表に規定する臨時的任用発令通知書																
	児童・生徒転入学通知書																
	鳥取市総合教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 9 年鳥取市教育委員会規則第 1 号）第 4 条に規定する使用許可書																
小学校印	卒業証書																

中学校印	卒業証書	中学校印	卒業証書
義務教育学校印	卒業証書	義務教育学校印	卒業証書
小学校長印	卒業証書		
中学校長印	卒業証書		
義務教育学校長印	卒業証書		
様式第 1 号～様式第 2 号 (略)		様式第 1 号～様式第 2 号 (略)	

【報告事項(1)】

10月定例教育委員会 資料	
月 日	令和7年10月27日
担当課	教育総務課

教育長職務代理者の選任について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定に基づき、教育長職務代理者に下記委員を指名する。

令和7年10月6日

鳥取市教育委員会
教育長 河井 登志夫

職 名	氏 名
教育長職務代理者	前 田 哲 雄

【参考：抜粋】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

【報告事項(2)】

10月定例教育委員会	
年月日	令和7年10月27日
担当課	学校教育課

鳥取市放課後児童対策行動計画（第3期計画）（仮称）について

1 目的

平成30年9月策定の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、「第2期鳥取市放課後子ども総合プラン行動計画」（以下「第2期計画」という。）を策定していましたが、同プランが令和5年度末をもって終了しました。国は令和5年策定の「放課後児童対策パッケージ」及び各自治体においても継続的かつ計画的な取組を推進する観点から、令和6年度以降の取組を進める上で「令和6年度以降の放課後児童対策について」において、自治体が計画を定める場合に盛り込むべき事項を示しました。

このことを踏まえ、本市においても、令和7年度末で計画期間が終了する「第2期計画」について、引き続き計画的に放課後児童対策を推進し、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができるよう本計画を策定します。

【参考】令和6年度以降の放課後児童対策について（通知） 令和6年3月29日

放課後児童対策に関する計画に市町村が盛り込むべき事項

- ・放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量ならびに、待機児童が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策
- ・放課後子供教室の年度ごとの実施計画
- ・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量
- ・校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量
- ・連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策
- ・放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策
- ・その他、特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応（こども家庭センター等の関係機関との連携等）、事業の質の向上に関する具体的な方策

2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法の規定による「市町村行動計画」のうち放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に係る事項のみの策定とするものです。策定に当たっては、本市の最上位計画である「鳥取市総合計画」をはじめ、**鳥取市教育大綱・教育振興基本計画**、令和5年に施行された「こども基本法」及び「こども大綱」を勘案し、令和7年3月に策定された「鳥取市こども計画」等関係計画との整合、調和を図るものとします。

3 主な変更点について

- 「2 計画期間」について、以下のとおり改正します。

（1）計画期間

新	旧
令和8年度から令和12年度までの5年間	令和3年度から令和7年度までの5年間

- 「3（2）子ども教室の状況（教室数）」について、以下のとおり改正します。

(2) 子ども教室の整備計画

新	旧
現在開設している子ども教室を継続して支援するとともに、地域から要望があれば実情に応じて子ども教室の開設を支援します。新たに子ども教室を開設する場合は児童クラブとの <u>校内交流型</u> 又は <u>連携型</u> を原則とします。	児童クラブが開設できない小学校区で、地域の実情に応じて子ども教室の開設を支援します。また、児童クラブが開設されている小学校区については、地域の実情やニーズにより子ども教室の開設を検討することとし、開設する際は児童クラブとの <u>一体型</u> 又は <u>連携型</u> を原則とします。

→実態に合わせた文言の整理及び国の表現（校内交流型）に統一します。

(3) 放課後児童クラブについて（下線部追記）

- 「4（5）小学校の余裕教室等の児童クラブ及び子ども教室への活用に関する具体的な方策」について、以下のとおり改正します。

（5）小学校の余裕教室等の児童クラブ及び子ども教室への活用に関する具体的な方策

児童クラブの開設場所については、まずは学校施設内を第一とし、学校内に確保できない場合には、近隣の公共施設、民間施設、専用施設の順に検討することとしています。学校施設の利用にあたっては、学校、児童クラブ、教育委員会で協議し、特別教室等について、学校と利用時間帯を分けて共用することにより、開設場所の確保を図っています。開設場所の整備にあたっては、学校施設を最大限活用することを前提とし、普通教室の共用についても検討します。

- 「4（9）放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策」について、

（8）を削り、項目を繰り上げ、以下のとおり改正します。

（8）事業の質の向上に関する具体的な方策

基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の取得をする場として、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る手助けを行えるよう、引き続き支援していきます。

また、（7）に定める各種研修を積極的に周知・案内するとともに、有資格者である放課後児童支援員を増やすため、県が行う放課後児童支援員認定資格研修の受講を促し、支援員の資質向上を図ります。

4 計画策定に係る主なスケジュール

10月27日	10月定例教育委員会
11月8日	第3回放課後児童クラブ連合会理事会
3月上旬	第4回放課後児童クラブ連合会理事会
3月下旬	3月定例教育委員会

鳥取市放課後児童対策行動計画（第3期計画）（素案）

1 背景・趣旨

国は、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（以下「児童クラブ」という。）と、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「子ども教室」という。）の一体的な、または連携した実施を進めてきました。

「新・放課後子ども総合プラン」は、令和5年度末をもって終了しましたが、国は令和6年3月に、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策としてとりまとめた「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月25日付け）に基づくこども家庭庁及び文部科学省の対策と併せ、「令和6年度以降の放課後児童対策について」（令和6年3月29日付け）において、各自治体においても継続的かつ計画的な取組を推進する観点から、令和6年度以降の取組を進める上で配慮いただきたい事項について通知し、自治体が計画を定める場合に盛り込むべき事項を示しました。

このことを踏まえ、本市においても、令和7年度末で計画期間が終了する「第2期鳥取市放課後子ども総合プラン行動計画」について、これまでの取組状況等を踏まえ、引き続き放課後児童対策を推進し、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができるよう放課後児童対策行動計画（第3期計画）（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

3 本市における実施状況

（1）児童クラブの状況（クラブ数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学校施設	34	34	34	40	41
専用施設	16	19	19	19	19
公共施設	13	12	12	12	12
民間施設	11	11	11	7	7
計	74	76	76	78	79

（２）子ども教室の状況（教室数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
子ども教室	３	４	４	４	４
うち連携型	０	０	０	０	０
うち校内交流型	１	１	１	１	１

※連携型……放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。

※校内交流型…「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。

４ 具体的方策、目標等

（１）児童クラブの令和１２年度に達成されるべき目標整備量

	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度
量の見込み①	３,３６４	３,４４３	３,４４２	３,３８５	３,４０９
目標整備量②	３,３６４	３,４４３	３,４４２	３,３８５	３,４０９
過不足（②－①）	０	０	０	０	０

（２）連携型または校内交流型の児童クラブ及び子ども教室の令和１２年度に達成されるべき目標事業量

	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度
子ども教室	３	３	３	３	３
うち連携型	０	０	０	０	０
うち校内交流型	１	１	１	１	１

（３）子ども教室の令和１２年度までの整備計画

現在開設している子ども教室を継続して支援するとともに、地域から要望があれば実情に応じて子ども教室の開設を支援します。新たに子ども教室を開設する場合は児童クラブとの校内交流型又は連携型を原則とします。

（４）児童クラブ及び子ども教室の連携型及び校内交流型の推進に関する具体的方策

- ① 現在地域で運営いただいている子ども教室を継続して支援します。
- ② 学校施設を活用し、放課後の児童の安全・安心な場所を確保するとともに、家庭、学校及び地域等と連携し、児童の健全な育成を図ります。

(5) 小学校の余裕教室等の児童クラブ及び子ども教室への活用に関する具体的な方策

児童クラブの開設場所については、まずは学校施設内を第一とし、学校内に確保できない場合には、近隣の公共施設、民間施設、専用施設の順に検討することとしています。学校施設の利用にあたっては、学校、児童クラブ、教育委員会で協議し、特別教室等について、学校と利用時間帯を分けて共用することにより、開設場所の確保を図っています。**開設場所の整備にあたっては、学校施設を最大限活用することを前提とし、普通教室の共用についても検討します。**

また、学校施設の利用にあたっては、**必要に応じ**、申合せとして学校と児童クラブで利用方法のルールについて取り交わすこと**を含め**、円滑で効果的な施設の利用を促進しています。

子ども教室の開設場所については、今後、**校内交流型**又は**連携型**を新規に開設する場合には、児童クラブと同様に学校施設内を第一に検討します。

(6) 児童クラブ及び子ども教室の実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

本市では、児童クラブは、学校や教育委員会との連携を図り、事業を円滑に実施するため、平成15年度から教育委員会が所管しています。子ども教室は開始当初から教育委員会が所管しており、今後も両事業を教育委員会で所管することにより、総合的な放課後の児童の健全育成を推進します。

(7) 特別な配慮を必要とする**こどもや家庭**への対応に関する方策

本市では、放課後児童クラブ支援員を対象に配慮を必要とする児童への研修を実施しています。また、本市主催の研修以外にも、県や各種団体が実施する研修の案内を行い、積極的な知識の取得を推進しています。

個別のケースについて相談がある場合は、放課後児童クラブアドバイザーが各児童クラブを巡回**訪問し、助言・支援を行うとともに、学校**との連携を図っています。

また、**こども関係部局等**との綿密な情報交換により、就学前の幼児や、子育て世帯に対する施策の連携に努めます。

(8) **事業の質の向上に関する具体的な方策**

基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の取得をする場として、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る手助けを行えるよう、引き続き支援していきます。

また、(7)に定める各種研修を積極的に周知・案内するとともに、有資格者である放課後児童支援員を増やすため、県が行う放課後児童支援員認定資格研修の受講を促し、支援員の資質向上を図ります。

第2期鳥取市放課後子ども総合プラン行動計画

1 背景・趣旨

国は、平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」において、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（以下「児童クラブ」という。）と、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「子ども教室」という。）の一体的な、または連携した実施を進めることとしており、本市においても平成27年3月に「鳥取市放課後子ども総合プラン行動計画」を策定し、現在まで児童クラブと子ども教室の計画的な整備を進めてきました。

平成30年9月には、これまでの「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、児童クラブの待機児童の解消、児童クラブと子ども教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」を策定されています。この「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、本市においても放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、第1期計画における取組状況等を踏まえ、「第2期鳥取市放課後子ども総合プラン行動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。

3 本市における実施状況

（1）児童クラブの状況（クラブ数）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
学校施設	28	30	33	34	34
専用施設	15	15	17	15	16
公共施設	9	9	10	12	12
民間施設	2	2	3	7	9
計	54	56	62	68	71

(2) 子ども教室の状況（教室数）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
子ども教室	4	4	5	5	4
うち一体型	1	1	2	2	2
うち連携型	0	0	0	0	0

※一体型……児童クラブと子ども教室を、同一の小中学校内の活動場所において実施しており、子ども教室が実施する共通プログラムに児童クラブの児童が参加できるもの。

※連携型……児童クラブと子ども教室の活動場所が少なくとも一方が小中学校内等以外の場所にあつて、子ども教室が実施する共通プログラムに児童クラブの児童が参加できるもの。

4 具体的方策、目標等

(1) 児童クラブの令和7年度に達成されるべき目標事業量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み①		3,354	3,600	3,750	3,859	3,930
確保量	人数②	3,354	3,600	3,750	3,859	3,930
	クラブ数	75	80	85	90	95
過不足②-①		0	0	0	0	0

(2) 一体型または連携型の児童クラブ及び子ども教室の平成32年度に達成されるべき目標事業量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一体型または連携型のか所数	2	2	3	3	3

(3) 子ども教室の令和7年度までの整備計画

児童クラブが開設できない小中学校区で、地域の実情に応じて子ども教室の開設を支援します。また、児童クラブが開設されている小中学校区については、地域の実情やニーズにより子ども教室の開設を検討することとし、開設する際は児童クラブとの一体型又は連携型を原則とします。

(4) 児童クラブ及び子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

ア 児童クラブ及び子ども教室の一体的または連携による事業を実施する際の共通プログラムを企画するには、児童クラブの支援員等と子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携することが必要です。このため、プログラムの内容、実施日等を検討するため、小学校区ごとに、学校関係者も含め定期的な打ち合わせの場を設けることとします。

その際、子ども教室のコーディネーターが中心となりプログラムを立案し、児童クラブの支援員等が補佐する形式とすることを基本としますが、各学校区の事情に合わせ対応していくこととします。

イ 実施する際には、児童の安全面に十分配慮した人員配置やプログラムに努めます。また、プログラム終了後、児童クラブに移動する際には児童が安全に移動できるよう配慮することとします。

(5) 小学校の余裕教室等の児童クラブ及び子ども教室への活用に関する具体的な方策

児童クラブの開設場所については、まずは学校施設内を第一とし、学校内に確保できない場合には、近隣の公共施設、民間施設、専用施設の順に検討することとしています。学校施設の利用にあたっては、学校、児童クラブ、教育委員会で協議し、特別教室等について、学校と利用時間帯を分けて共用することにより、開設場所の確保を図っています。

また、学校施設の利用にあたっては、申合せとして学校と児童クラブで利用方法のルールについて取り交わすことを推進し、円滑で効果的な施設の利用を促進しています。

子ども教室の開設場所については、開設当初に小学校内で余裕教室等が確保できず、いずれも小学校外で実施しています。今後、一体型又は連携型の子ども教室を新規に開設する場合には、児童クラブと同様に学校施設内を第一に検討します。

(6) 児童クラブ及び子ども教室の実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

本市では、児童クラブは、学校や教育委員会との連携を図り、事業を円滑に実施するため、平成15年度から教育委員会が所管しています。子ども教室は開始当初から教育委員会が所管しており、今後も両事業を教育委員会で所管することにより、総合的な放課後の児童の健全育成を推進します。

また、福祉部局との綿密な情報交換により、就学前の幼児や、子育て世帯に対する施策の連携に努めます。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

本市では、放課後児童クラブ支援員を対象に配慮を必要とする児童への研修を実施しています。また、本市主催の研修以外にも、県や各種団体が実施する研修の案内を行い、積極的な知識の取得を推進しています。

個別のケースについて相談がある場合は、放課後児童クラブアドバイザーが各児童クラブを巡回し、関係機関との連携を図っています。

(8) 地域の実情に応じた児童クラブの開所時間の延長に係る取組等

開所時間の延長については、毎年保護者会等でニーズ調査を行い、実情に合わせて実施することを呼びかけていますが、引き続き促進していきます。

(9) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の取得をする場として、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る手助けを行えるよう、引き続き支援していきます。

(10) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、利用者や地域住民へ活動内容を周知する機会を設けるよう呼びかけを行います。

【報告事項(3)】

10月定例教育委員会資料	
令和7年10月25日	
担当課	生涯学習・スポーツ課

令和8年鳥取市はたちのつどいの実施について

- 1 名 称 令和8年鳥取市はたちのつどい
- 2 日 程 令和8年1月3日(土) 式典14時30分～(予定)
- 3 会 場 とりぎん文化会館 梨花ホール
- 4 対 象 者 平成17年4月2日～平成18年4月1日に生まれの20歳
で鳥取市出身、鳥取市に在住している方または鳥取市に縁のある方
- 5 対象者数 1,686名(令和7年6月時点)
参考: 令和7年1月3日開催 鳥取市はたちのつどい
対象者数 1,735名、事前申込数 1,539名、参加人数 1,509名
- 6 実行委員会 組織年月日 令和7年7月15日(第1回実行委員会開催日)
実行委員 公募により20歳の5名により組織
- 7 今後のスケジュール(予定)
11月1日～ 参加申し込み受付
11月中 案内状送付
- 8 そ の 他 電子チケット(QRコード)にて入場管理をする。

【報告事項(4)】

鳥取マラソン2026の開催について

1 大会名

鳥取砂丘から、完走&自己ベスト！ 鳥取マラソン2026

2 キャッチコピー

初ランもベテランも。鳥取砂丘からラン！

3 概要

鳥取マラソンは、鳥取砂丘や鳥取城跡、仁風閣、万葉の里などをはじめとした本市の史跡・名所を巡るほか、千代川や田園地帯などの美しい自然景観も楽しめる『完全ワンウェイコース』のフルマラソンとなっている。

また、コース各所に設けるエイドステーションにおいて、多くのボランティアの協力による給水や、鳥取特産のらっきょう、梨などをはじめ、地域住民手づくりの食べ物などの給食も提供しており、全国からも魅力的な大会として好評。

4 主催

鳥取マラソン実行委員会（鳥取市、鳥取県、新日本海新聞社、鳥取陸上競技協会の4者で構成）

5 期日

2026（令和8）年3月15日（日） 午前9時スタート

6 コース

鳥取砂丘山陰海岸・因幡万葉の里マラソンコース（42.195 km） 裏面参照

※スタート：鳥取砂丘オアシス広場付近

※フィニッシュ：ヤマタスポーツパーク陸上競技場（布勢総合運動公園内）

7 大会スケジュール（予定）

○ 8:45 スタートセレモニー

○ 9:00 スタート

○ 11:30 表彰式

○ 15:00 最終走者フィニッシュ（制限時間：6時間00分 途中関門あり）

8 募集定員 4,000人（外国人枠は別）

※募集期間：R7.10.15（水）～R7.12.12（金）

9 参加料 13,000円／人（海外枠は20,000円／人）

10 その他

（1）運営ボランティア600人を募集予定

（2）ゲストランナーとして安田美沙子氏を招待

【報告事項(5)】

10月定例教育委員会 資料	
令和7年10月25日	
担当課	生涯学習・スポーツ課

第68回鳥取市民スポーツ大会の結果について

1 目的

スポーツ活動の充実と体力の増進を図り、健康で明るい生活づくりの基とする。また、各地域の連帯感を強め、地域間の交流を深める。

2 概要

市政70周年事業として、昭和33年から始まり、今回で第68回目である。小学校区対抗にて、多種目、長時間にわたり得点を競う市民スポーツ大会は全国でも珍しく、鳥取市が誇る市内最大のスポーツ行事へと発展してきた。44小学校区を人口規模によりA・B・Cの3グループに分け競技得点を競う。

3 期間

令和7年4月27日(日)～10月13日(月・祝)

4 開催競技

得点種目(15種目)		オープン種目(6種目)
卓球	女子バレーボール	相撲
ゲートボール	男子バレーボール	剣道
ソフトテニス	バドミントン	バウンスボール
グラウンド・ゴルフ	バスケットボール	柔道
弓道	軟式野球	ローイング
水泳	ソフトボール	ソフトバレーボール
テニス	陸上	
ペタンク		

5 総合成績

順位	Aグループ	Bグループ	Cグループ
第1位	浜坂	津ノ井	遷喬
第2位	湖山西	修立	倉田
第3位	賀露	宮ノ下	西郷
第4位	面影	若葉台	美和
第5位	末恒	中ノ郷	宝木
第6位	美保	明德	湖南

6 参加者数及び大会成績(R5～R7)

大会	参加者数(人)	優勝校区		
		Aグループ	Bグループ	Cグループ
第66回(R5)	12,567	浜坂	津ノ井	遷喬
第67回(R6)	10,425	美保	津ノ井	遷喬
第68回(R7)	12,990	浜坂	津ノ井	遷喬